

## 盛土規制法に関する許可等申請手数料一覧（R8.4.1～）

玉野市に提出される宅地造成及び特定盛土等規制法に関する許可等申請の手数料です。

### ① 許可申請手数料（法第12条第1項本文及び第30条第1項本文）

盛土又は切土 土石の堆積 をする土地の面積（㎡）	手数料（円）	
	盛土又は切土	土石の堆積
500以内のもの	16,000	11,000
500を超え 1,000以内のもの	28,000	14,000
1,000を超え 2,000以内のもの	40,000	16,000
2,000を超え 3,000以内のもの	59,000	20,000
3,000を超え 5,000以内のもの	68,000	29,000
5,000を超え 10,000以内のもの	93,000	33,000
10,000を超え 20,000以内のもの	140,000	39,000
20,000を超え 40,000以内のもの	230,000	54,000
40,000を超え 70,000以内のもの	360,000	74,000
70,000を超え 100,000以内のもの	510,000	110,000
100,000を超えるもの	650,000	130,000

### ② 変更許可申請手数料（法第16条第1項本文及び第35条第1項本文）

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。

最高限度額は、盛土又は切土の場合 650,000円。土石の堆積の場合 130,000円。

（注）軽微な変更の届出や工事の計画の変更にあたらぬ申請書類の修正の手続きは手数料不要。

変更内容		手数料（円）
設計の変更	面積*…変更なし 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積に対応する①の金額×1/10
	面積…減少のみ 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に 対応する①の金額×1/10
	面積…増加のみ 直近の許可部分…変更なし	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額
	面積…増加のみ 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 +直近の許可面積に対応する①の金額×1/10
	面積…増減あり 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 +直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に 対応する①の金額×1/10
その他の変更	設計者の変更 等	10,000

※面積…盛土又は切土（土石の堆積）をする土地の面積

### ③ 中間検査申請手数料（法第18条第1項本文及び第37条第1項本文）

盛土又は切土をする土地の面積（㎡）	手数料（円）
20,000以内のもの	13,000
20,000を超え 40,000以内のもの	17,000
40,000を超え 70,000以内のもの	26,000
70,000を超え 100,000以内のもの	39,000
100,000を超えるもの	52,000

### ④ 宅地造成等に関する証明書交付手数料（円）（則第88条）

300

<お問合せ先>

玉野市建設部都市計画課都市整備・空家対策係 TEL:0863-32-5538